

# 平成 28 年熊本地震で 被災された皆さまへ

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

～ 生活再建に向けて～

## 平成 28 年熊本地震被災者支援メニュー

〈H28.10.7 現在〉



益 城 町

# 役場仮庁舎（町公民館）課等配置・連絡先

## 仮庁舎周辺地図



### 【男女共同参画センター】

男女共同参画センター ☎ 286-6665  
住まい支援チーム ☎ 289-1480

### 【役場南側駐車場内プレハブ】

環境衛生課 ☎ 289-8077

### 【交流情報センター】

生涯学習課 ☎ 286-3337  
交流情報センター ☎ 287-8411  
スポーツ振興係 ☎ 287-4330  
学校教育課 ☎ 286-3307

【水道センター】 ☎ 286-6880

【浄化センター】 ☎ 286-1131

## 益城町公民館仮庁舎

### 【1階公民館】

#### 税務課

住民税係 ☎ 286-3380

納税係 ☎ 286-3116

固定資産税係 ☎ 286-3377

#### 住民保険課

住民係 ☎ 286-3112

保険年金係 ☎ 286-3113

### 【1階プレハブ】

#### 福祉課

福祉係・人権対策係 ☎ 286-3115

生活再建支援係 ☎ 289-1400

いきいき長寿課 ☎ 286-3114

会計課 ☎ 286-3201

子ども未来課 ☎ 286-3117

復興課 ☎ 286-3210

企画財政課 ☎ 286-3223

### 【2階公民館】

農政課 ☎ 286-3277

被害家屋認定調査チーム ☎ 289-2911

#### 都市計画課

都市計画係・建築係 ☎ 286-3340

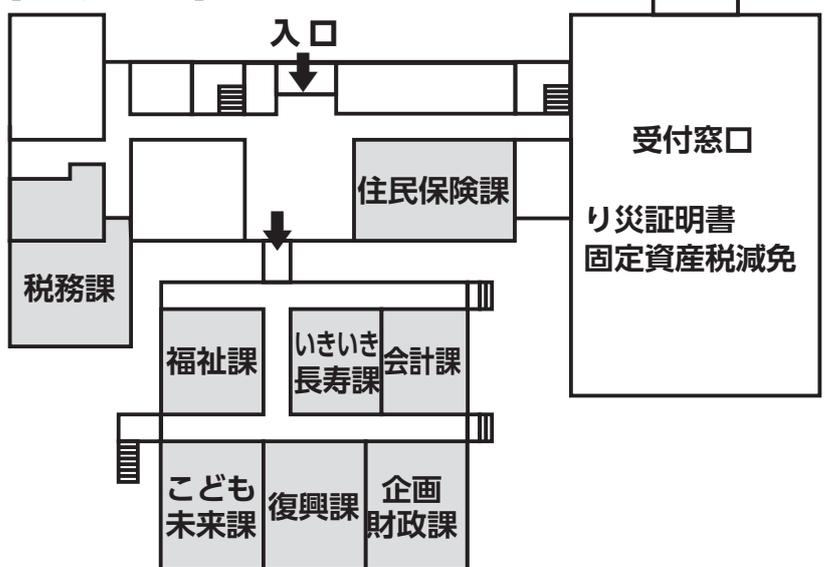
### 【2階プレハブ】

議会事務局 ☎ 286-3351

総務課(代表) ☎ 286-3111

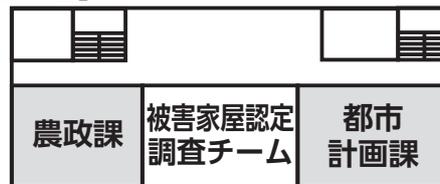
建設課 ☎ 286-3301

### 【公民館1階】



### 【プレハブ1階】

### 【公民館2階】



### 【プレハブ2階】



## 被災された皆さまの生活再建に向けて（目次）

No.	種 別	項 目 ◎ 新規、○ 変更あり	り災証明書判定(住家)			ページ
			全壊	大規模半壊	半壊	
1	証明書	り災証明書の交付	—	—	—	1
2	住まい	民間賃貸住宅借り上げ事業(みなし応急仮設住宅)	○	○	△	1
3	住まい	○ 応急仮設住宅	○	○	△	2
4	住まい	○ 被災住宅の応急修理	△	○	○	2
5	住まい	◎ 居住用ユニットハウスなどのリース事業	△	△	—	3
6	生活支援	被災者生活再建支援制度	○	○	△	4
7	生活支援	被災家屋などの解体・撤去および処分	公費 ○	公費 ○	公費 ○	5
8	環 境	○ 地震による災害ごみの受け入れ	—	—	—	7
9	弔慰金・見舞金	日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金	見舞金 ○	見舞金 ○	—	8
10	弔慰金・見舞金	災害弔慰金・災害障がい見舞金	—	—	—	9
11	義援金	災害義援金	○	○	○	10
12	貸 付	○ 災害援護資金	○	○	○	11
13	生活支援	◎ 町民憩の家の無料入浴サービス	△	△	△	12
14	証明書	各証明書の交付手数料の免除	△	△	△	12
15	税	町税の納税猶予	△	△	△	12
16	税	個人町県民税の減免	△	△	△	13
17	税	○ 固定資産税の減免	家屋 ○	家屋 ○	家屋 ○	15
18	税	◎ 住宅を取り壊した場合の住宅用地の固定資産税軽減制度	—	—	—	16
19	税	国民健康保険税の減免	△	△	△	16
20	保 険	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	18
21	保 険	国民年金保険料の免除	○	△	△	19
22	保 険	介護保険料の減免	—	—	—	19
23	保 険	○ 医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除	△	△	△	20
24	保 険	○ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の一部負担金の還付	—	—	—	21
25	障がい福祉	自立支援医療(更生・育成・精神通院)の所得区分の変更	—	—	—	22
26	保育料	保育料の減免	○	○	○	23
27	納 付	公金(税、使用料など)の納付	—	—	—	23
28	人材派遣	災害ボランティアの派遣	—	—	—	24
29	情報発信	情報の発信(当面の発信媒体)	—	—	—	24

○=該当、△=場合によって該当

## 1 1 災証明書の交付

税務課 ☎ 096-286-3377

1 災証明書は、地震などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類です。町が被害家屋の現地調査を行い発行するもので、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の区分で被害の程度を認定します。

### 【交付場所】

益城町(中央)公民館 講堂

### 【予約】

電話による交付日時の予約を受け付けています。お電話をいただいた日から1週間までの間で、交付日時の予約ができます。

### 【交付手数料】

無料

### 【交付に必要なもの】

- 身分証明書（免許証など） ● 調査済証（調査済証がなくても手続きできます）
- 委任状（同一世帯でない方が受領する場合）

## 2 民間賃貸住宅借り上げ事業(みなし応急仮設住宅)

住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

平成28年熊本地震により住家が全壊または大規模半壊の被害を受け、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本県が借り上げて提供します。

### 【対象となる方】

以下のすべての要件を満たす方

- ①平成28年4月14日時点において、熊本県（熊本市を除く）に住所を有する方
- ②今回の災害で住家が全壊または大規模半壊となり、居住する住宅がない方
- ③半壊の場合であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋など、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い自らの住家に居住できない方（半壊の住家が賃貸住宅等の場合は、物件所有者の署名・押印が必要です）
- ④自らの資力では、住宅を確保することができない方
- ⑤災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用しない方

### 【申込場所】

住まい支援チーム（益城町男女共同参画センター 輝らめき館内）

### 【借り上げ条件】

- ①みなし応急仮設住宅としての使用について、貸主から同意を得ているもの
- ②管理会社などにより賃貸可能と確認されたもの
- ③家賃が、1か月当たり原則6万円（対象世帯が5人以上（乳幼児を除く）の場合は9万円）以下のもの

### 【入居者が負担するもの】

- ①光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など
- ②入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用について、退去修繕負担金を上回る場合の不足額

### 【入居期間】

最長2年

#### 【必要書類】

- 申込書
- 住民票
- リ災証明書 など

## 3 応急仮設住宅

住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

平成 28 年熊本地震により住家が全壊または大規模半壊の被害を受け、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な住居の安定を図るものです。

#### 【対象となる方】

(①、⑤、および②～④のいずれかに該当する方)

- ①平成 28 年 4 月 14 日時点で益城町に住所を有する方
- ②今回の災害で住家が**全壊**または**大規模半壊**となり、居住する家がなく、自己の資力では住家の確保が困難な方
- ③二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ④「**半壊**」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方
- ⑤みなし仮設住宅や応急修理制度の公的援助を受けていない方

#### 【申込期間】

平成 28 年 10 月 17 日より空き部屋について随時募集します。

#### 【申込場所】

住まい支援チーム (益城町男女共同参画センター 輝らめき館内)

#### 【入居期間】

最長 2 年間

#### 【入居費用】

- 住宅使用料／無料
- 光熱水費 (電気・ガス・水道料) など／自己負担

#### 【入居者の審査・決定】

入居要件を審査した後、決定します。

## 4 被災住宅の応急修理

住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

平成 28 年熊本地震により住家が被害を受け、その住家に住むため、または住家と同じ敷地内にあって一体的に利用されてきた納屋・倉庫等の修理などを行い住家とするため、必要最小限の応急修理に要した費用の一部を町が直接業者に支払う制度 (すでに修理費を支払われた箇所は対象外) です。

#### 【対象となる方 (世帯)】

以下のすべての要件を満たす方 (世帯)

- ①応急修理を行う住家 (住家が修理できない場合は、住家と同じ敷地内にある一体的に利用されてきた納屋・倉庫等でも可) に居住すること
- ②住家が半壊または大規模半壊の被害を受けたこと (リ災証明が必要)  
(ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、申請可能です)

- ③応急修理によって避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること
- ④応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと
- ⑤半壊の場合、申出書を提出すること
- ⑥必要な書類が揃うこと

※上記の条件を満たす方は、すでに修理されていても申請できます。その場合、施工写真（施工前・中・後）が必要です。

**【申請場所】**

住まい支援チーム（益城町男女共同参画センター 輝らめき館内）

**【応急修理の内容】**

◆住宅の場合

①住宅の応急修理は日常生活に必要欠くことのできない部分であって、必要最小限度の緊急を要する箇所（屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管、配線、トイレなどの衛生設備）について実施します。

②地震災害と直接関係のある修理のみが対象です。

※内装に関するものおよび家電製品は対象となりません。

◆被害を受けた住家が修理できなく、住家と同じ敷地内にある一体的に利用されてきた納屋・倉庫等に係る修理などを行い住家とする場合

・住家の応急修理の同等範囲（屋根・外壁など）、トイレ・台所・風呂などの設備などの設置、上下水道等の配管、配線などの設置についても対象となります。

**【申込期限】**

平成 29 年 4 月 13 日

※完了期限については、申込状況や工事の進捗状況により設定することになります。

**【限度額】**

1 世帯当たり 57 万 6 千円

※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接、町が支払います。

※内容の審査を行い、限度額を超える場合および対象外となったものは自己負担となります。

※同じ住宅に 2 以上の世帯が居住している場合でも、上記の 1 世帯当たりの額以内となります。

**【必要書類】**

- 住宅の応急修理申込書 ●修理見積書 ●工事完了報告書 ●誓約書
- 世帯全員分の住民票 ●り災証明書 ●申出書（半壊の場合）

◆納屋・倉庫等の場合は、併せて次の資料が必要

- 被災住家の写真
- 被災住家と修理予定の小屋等との位置関係がわかるような写真（同一敷地内にあるかを確認するため）

## 5 居住用ユニットハウスなどのリース事業

住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

住家が全壊、大規模半壊または半壊により居住することができなく、居住スペースを確保するためにユニットハウスなどをリースする場合、災害救助法の対象になることがあります。

**【対象】**

次のすべての要件を満たす人

- ①平成 28 年 4 月 14 日時点で、町内在住の人

- ②住家のり災証明書が全壊または大規模半壊であり、居住する住家がない人（半壊の場合も条件によっては対象になります）
  - ③自らの資力では住家が確保できない人
  - ④応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅を利用していない人
  - ⑤応急修理制度を利用していない人
  - ⑥住家と同じ敷地内に設置すること
  - ⑦生業上（農業や畜産業等）の理由により住宅を離れることができないこと
- ※一時的な居住スペースを確保するものとして居室のみの提供。  
 ※トイレ、お風呂場・炊事場などのその他の設備は対象となりません。

**【リース期間】**

2年以内

**【リース額】**

月額3万円以内 ※設置・撤去費は、合計15万円以内

※リース代金等は、町が契約業者に支払います。

## 被災者生活再建支援制度

福祉課 ☎ 096-289-1400

平成28年熊本地震により住家が全壊または大規模半壊の被害を受けられた方に、生活再建の支援金を支給します。

**【対象となる方】**

- ①住家が全壊の被害を受けられた方（世帯）
- ②住が大規模半壊の被害を受けられた方（世帯）
- ③住家が半壊し、または住家の敷地に被害が生じ、その住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、居住するために必要な補修費などが著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、または解体されるに至った方（世帯）※全壊扱いとなります。

**【内容】**

支給金の支給額は、以下の2つの支給金の合計額となります。

- ①住家の被害程度に応じて支給する支給金（基礎支援金）
- ②住家の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計①+②
複数世帯 (世帯の構成員 が複数)	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計①+②
単数世帯 (世帯の構成員 が単数)	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸*	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸*	37.5万円	75万円

\*加算支援金(賃貸)は、「公営住宅」、「民間賃貸住宅借り上げ事業(みなし応急仮設住宅)」、「応急仮設住宅」などによる入居は対象となりません。

#### 【申請期限】

①基礎支援金：災害のあった日から、13か月の間

②加算支援金：災害のあった日から、37か月の間

#### 【手続き】

申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

区分、必要書類		全壊	全壊扱い		大規模半壊
			半壊により解体	敷地被害により解体	
基礎支援金	①	り災証明書	○	○	○
	②	滅失登記簿謄本		○	○
		敷地被害証明書類			○
	③	預金通帳の写し	○	○	○
加算支援金	④	契約書などの写し	○	○	○

※「半壊」または「大規模半壊」のり災証明書を受け、あるいは住家の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い費用がかかるため、これらの住家を解体した場合には、そのことを証明する「解体証明書」(町が発行)または法務局発行の「滅失登記簿謄本」が必要です。敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類(宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など)が必要です。

※世帯主が亡くなっている場合には、死亡された世帯主の住民票除票が必要です。なお、単数世帯が支給を受ける前(申請後の場合も含む)に亡くなった場合もしくは世帯の全員が亡くなった場合は、支給されません(支援金は相続の対象となりません)。

## 7 被災家屋などの解体・撤去および処分

環境衛生課 ☎ 096-289-8077

平成28年熊本地震により被災し、「り災証明書」で全壊または大規模半壊、半壊と判定された家屋などについて、所有者の申請および同意に基づき、町が代行して公費により解体・撤去を行う制度です。解体撤去の完了は、目標である「発災後2年間」を可能な限り前倒しできるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ◆公費解体・撤去

### 【対象となる方】

- ①「り災証明書」で全壊または大規模半壊、半壊の判定を受けた住家、中小企業の事務所、店舗など
- ②住家の解体と一体的に解体する建造物（小屋、納屋など）や塀など  
※単独の小屋は立地状況により補助に該当しない場合があります。

### 【受付期限】

平成 29 年 3 月 31 日（金）（予定…延期される場合があります）

### 【申請書配布・受付場所】

役場環境衛生課（役場外来者用駐車場プレハブ）

### 【必要なもの】

- り災証明書の写し（半壊、大規模半壊、全壊） ●印鑑（認印で可）
- 申請者と申請に来られた方の身分証明書（運転免許証など）
- 申請の書類
  - ・申請書 ・建物配置図 ・現況写真（家屋等の全体がわかる写真を 2～3 枚程度）
  - ・確約書 ・同意書（共有名義や抵当権者などの権利関係者がいる場合に必要）
  - ・誓約書 ・委任状（代理人が申請をする場合に必要です）

### 【申し込まれた方へ】

- 解体撤去に必要な準備
  - ・電気・ガス・水道・浄化槽維持管理などの停止手続き、浄化槽汚泥、し尿の引き取りなどの手続きは、解体工事前に済ませてください。
  - ・解体家屋の中にある廃棄物（可燃物、不燃物、プラスチック製品など）や貴重品など必要な家財は、できる限り回収しておいてください。
  - ・回収した廃棄物は、地域の収集場所に出すなど適正な処分をお願いします。
- 貴重品など事前に回収できない場合
  - ・解体中、解体業者ができる限り貴重品などを回収しますので、事前立会いの際にお渡しする「貴重品・思い出の品回収希望リスト」の記入をお願いします。  
※ご希望に添えない場合があります。
- 立会いをする場合
  - ・解体工事を行う現場では、重機等の往来や解体家屋等の倒壊などの恐れがあります。現地調査時の「事前立会い」、着工時の「工事立会い」を希望される場合は、現場の解体業者などの指示に従ってください。

## ◆自費解体・撤去

2次被害防止などの理由により、先行的に損壊家屋などを解体・撤去した方につきまして、町が特に必要として解体・撤去を行うものに該当すると判断した場合は補助の対象となります。

### 【申請対象】

平成 28 年 7 月 31 日（日）までに解体業者と契約を結んだ方

### 【申請受付期限】

平成 29 年 1 月末日まで

※申請書は随時配布しています。

※申請は、解体・撤去の工事をすべて完了してからお越しくください。

※申請された費用の全額が補助対象となるとは限りません（町の基準により算定した額が、契約額を下回った場合、その差額は申請者の負担となります）。

### 【受付・申請書配布場所】

役場環境衛生課（役場外来者用駐車場プレハブ）

### 【必要なもの】

- 申請に来られた方の身分証明書（運転免許証など）
- り災証明書（半壊、大規模半壊、全壊）の写し
- 申請書類
  - ・損壊家屋等の解体撤去費用申請書
  - ・建物配置図…解体した家屋などがある敷地の見取り図を作成してください。「住居」「事業所」「店舗」「倉庫」などの種類・名称を記載し、解体撤去した家屋などには【壊した】【壊していない】と記入してください。
  - ・誓約書…必須。
  - ・委任状…代理人が申請をする場合に必要です。
- 事前に準備が必要なもの
  - ・写真…解体・撤去の施工前、施工中、施工後の損壊家屋等の写真
  - ・契約書…解体業者との契約書の写しを添付してください。平成28年7月31日（日）までに契約した解体工事が申請対象です。
  - ・見積書…工事費用の内訳が明記されている見積書
  - ・領収書…支払いが済んでいない場合は「請求書」を添付してください。
  - ・マニフェスト伝票…産業廃棄物の種類、数量、処理・処分方法と場所などを記入した伝票です。取得については、施工業者へお問い合わせください。
  - ・通帳の写し…口座番号や名義人などの情報がわかるもの

## 地震による災害ごみの受け入れ

環境衛生課 ☎ 096-289-8077

平成28年熊本地震により発生した災害廃棄物の受け入れを、現在、一次仮置場で行っています。なお、搬入には「災害ごみ搬入証」が必要です。

### 【受け入れ日時】

日曜・祝日を除く

9：00～12：00、13：00～16：00（原則として15：00までに並ばれた車両）

※水曜日は「木くず（柱、家具、生木等）」のみ休止します。

※仮置場の状況および天候などの理由により、受け入れを中止する場合があります。

※仮置場周辺は通学路となるため、8：45以降に並ぶようお願いします。

### 【場所】

益城中央小学校跡地（町陸上競技場東側）

### 【受け入れ品目】

品目ごとに分別を徹底してください。

- ①家具類…家具、加工されている木材
- ②木（柱、生木）…建材、加工されていない木材。生木の根は不可。
- ③布団・畳…布団、畳、むしろ等 ※羽毛布団は除く
- ④家電4品目…洗濯機、デジタルテレビ、冷蔵庫、エアコン
- ⑤パソコン…パソコン（キーボード、ディスプレイ等）
- ⑥その他家電…基本的にコンセントが付いているもの
- ⑦金属…金属等
- ⑧ガラス・陶磁器…割れた茶碗、食器等
- ⑨ソファ、スプリングマット
- ⑩大型プラスチック…ごみ袋に入らないプラスチック（農業用品除く）

⑪スレート壁材…石膏ボード、スレート、モルタル、ケイ酸カルシウム板（ケイカル板）、ラース

⑫コンクリート…コンクリート瓦、ブロック塀等 ⑬瓦…焼瓦、陶器瓦

※上記以外の品目については仮置場にて相談してください。

※消火器、タイヤ、農薬、農業用品などの処理困難物や危険物、土砂、ブラウン管テレビは受け入れ不可です。

#### ◆「災害ごみ搬入証」について

##### 【申請場所】

役場環境衛生課（役場外来者用駐車場プレハブ）

##### 【申請者となる方】

損壊家屋等の所有者

##### 【必要なもの】

●申請書 ●り災証明書の写し ●損壊家屋等所有者の身分証明書の写し

※解体業者等が代理で申請する場合は、家屋等所有者からの「委任状」を添付してください。

※申請書および委任状は、環境衛生課窓口で取得するかホームページよりダウンロードしてください。

##### 【有効期間】

家屋等の解体工事…搬入許可から最長 2 週間

その他…搬入許可から最長 1 週間

##### 【発行枚数】

1 件あたり 2 枚まで

※搬入証は、常に車両のダッシュボードの見えるところに置いてください。

※使用する車両ナンバーがわかる場合は控えてご持参ください。

※搬入証の複製使用を禁止します。搬入証の複製使用が明らかになった場合、一次仮置場への搬入をお断りします。

※有効期限が過ぎた搬入証での搬入はできません。

※ボランティアに搬入を依頼する場合も、同様に「災害ごみ搬入証」が必要です。

※ごみ搬入が終わったら、この搬入証は各自処分をお願いします。

##### 【更新（再申請）】

搬入証を更新する場合、前回の搬入証（原本）を持参されると、り災証明書の写しと身分証明書の写しを省略することができます（申請書は必要）。ただし、再度 2 週間の許可を申請する場合には工期を確認しますので、解体工事に係る契約書の写しを持参してください。

#### ◆注意点

●平成 28 年熊本地震により発生した災害ごみしか搬入できません。

●搬入場所は、益城町が指定する災害廃棄物一次仮置場に限られます。

●自費解体の持ち込みは、仮置場の状況により受け入れができない場合があります。

●一般家庭ごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、空き缶、プラスチック容器包装）は、ごみ袋に入れて決められた曜日に、ごみステーションに出してください。



## 日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金

日本財団災害復興支援センター熊本支部 ☎ 070-3623-9611

#### ◆弔慰金

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方および行方不明者の遺族・親族に対して、日本財団から弔慰金が支給されます。

**【対象となる方】**

- ①平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方（関連死も含む）の遺族・親族
- ②平成 28 年熊本地震による行方不明者の遺族・親族

**【内容】**

お亡くなりになられた方（関連死を含む）、行方不明者 1 人当たり 10 万円

◆住宅損壊見舞金

平成 28 年熊本地震により居住する住家が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、日本財団から見舞金が支給されます。

**【対象となる方】**

- ①住家が全壊した世帯
  - ②住家が大規模半壊した世帯
- ※貸家やアパートなどの賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
- ※住宅が半壊、一部損壊した世帯は対象となりません。
- ※非住家や事業所は対象となりません。

**【内容】**

家屋が損壊した世帯に対し、一世帯あたり 20 万円

## 10 災害弔慰金・災害障がい見舞金

福祉課 ☎ 096-289-1400

◆災害弔慰金

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになった方（関連死を含む）のご遺族に対して支給します。

**【対象となる方】**

- 平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方のご遺族
- ※遺族の範囲・順位：①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母

**【支給額】**

- 亡くなった方が生計維持者の場合 500 万円
  - 生計維持者以外の場合 250 万円
- ※弔慰金の額は、死亡者の世帯における生計維持の状況により異なります。

◆災害障がい見舞金

平成 28 年熊本地震により心身に重度の障がいを受けた方に対して支給します。

**【対象となる方】**

- 平成 28 年熊本地震により重度の障がいを受けた方
- ※医師の診断書が必要です。
- ※障がいの程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に規定する 1 級の障がいに準拠したもので、次のとおりです。
- ①両目が失明した方 ②咀嚼および言語の機能を廃した方
  - ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方
  - ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方
  - ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方
  - ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方
  - ⑨精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が各前号と同程度以上と認められる方

### 【支給額】

- 重度の障がいを受けた生計維持者 250 万円
- 重度の障がいを受けたその他の方 125 万円

### 【必要なもの】

- 医師による診断書

## 11 災害義援金

福祉課 ☎ 096-289-1400

熊本県の「平成 28 年熊本地震義援金配分委員会」において決定され、県から益城町へ配分された義援金について、県の基準に基づき対象となる方へ配分します。なお、町の義援金配分につきましては、決定次第お知らせします。

### 【対象となる方】

「平成 28 年熊本地震」により、益城町で被災された方、および被害を受けた住家に居住していた世帯の世帯主

#### ◆人的被害

- 死亡された方がいる世帯
- 重傷を負われた方がいる世帯  
※「重傷」とは、地震によって負傷し、医師の治療を受けた結果、1 か月（30 日）以上の治療を要する場合です。被災に直接起因しない場合（被災後の後片付け作業中に骨折したなどの 2 次災害）は対象外です。

#### ◆住家被害

- 住家が全壊した世帯
- 住家が大規模半壊・半壊した世帯  
※住家が全壊・大規模半壊の世帯の方で、すでに被災者生活再建支援金の申請がお済みの方は、支援金振込口座へ振り込みますので、義援金配分の申請は必要ありません。

### 【現在の配分額】

義援金配分の対象となる世帯		配分金額	申請者（受け取り者）
人的被害	死亡された方がいる世帯	1 人につき 100 万円	配偶者、子、父母、孫、 祖父母のうち支給順位が最も高い方
	重傷を負われた方がいる世帯	1 人につき 10 万円	世帯主
住家被害	住家が全壊した世帯	1 世帯につき 80 万円	世帯主
	住家が大規模半壊・半壊した世帯	1 世帯につき 40 万円	世帯主

### 【必要なもの】

- 平成 28 年熊本地震災害義援金交付申請書
- リ災証明書の写し
- 申請者名義の通帳の写し
- 申請に来られた方の本人確認が出来るもの（運転免許証や保険証など）  
※重傷者の申請の場合、「医師の診断書」

平成 28 年熊本地震により被害を受けた世帯の世帯主は、生活立て直しのため、被害の種類や程度に応じて災害援護資金の貸し付けを受けることができます。

【受付期限】

平成 28 年 11 月 30 日

【対象となる方】

- 世帯主が負傷した場合（療養期間がおおむね 1 か月以上）
- 住家が全壊、大規模半壊、半壊した場合
- 家財の 1 / 3 以上が損害を受けた場合

【所得制限】

世帯人員の平成 27 年分の所得金額の合計

- 1 人 / 220 万円 ● 2 人 / 430 万円 ● 3 人 / 620 万円 ● 4 人 / 730 万円
- 5 人以上 / 1 人増すごとに、730 万円に 30 万円を加えた額

ただし、その世帯の住家が滅失した場合にあっては、1,270 万円となります。

【貸付限度額】

貸付区分	世帯主が負傷し、療養期間がおおむね 1 か月以上の場合	世帯主に、療養期間がおおむね 1 か月以上の負傷がない場合
家財および住家に損害がない場合	150 万円	—
家財の 1 / 3 以上が損害を受けた場合	250 万円	150 万円
住家が大規模半壊、半壊の場合	270 万円 (350 万円)	170 万円 ( <del>350 万円</del> )
住家が全壊の場合	350 万円	250 万円 (350 万円)

※被災した住家を建て直す際に、その住家を取り崩さざるを得ないなど特別な事情がある場合は、( ) 内の額となります。

【貸付条件】

- 利率：年 3%
- 償還期間：10 年(据置期間含む) ※繰り上げ償還を行うことができます。
- 据置期間：3 年(据置期間中は無利子)
- 償還方法：半年賦または年賦償還(元利均等償還)

※必ず連帯保証人が必要です。連帯保証人は原則益城町在住の方となります。

【必要なもの】

- 災害援護資金借入申込書(申し込み時に配布)
- 住民票(申込人は世帯全員分、連帯保証人は本人分) ※本籍地、続柄の記載があるもの
- 所得証明書(申込人は世帯全員分、連帯保証人は本人分)
- 身分証明書の写し(運転免許証、保険証など) ● 災証明書(半壊以上の場合)
- 療養期間および療養概算額を記載した診断書(世帯主が負傷の場合) ● 印鑑

【その他】

- 申し込みは、相談員による家計相談後となります。家計相談は予約制で、予約は福祉課で受け付けます。
- 町税、水道料、保育料などに未納がある方は、借り入れできません。
- 審査の結果、ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 13 町民憩の家の無料入浴サービス

町民憩の家 ☎ 096-286-4193

### 【対象】

- ①益城町の避難所に避難している方
- ②避難所以外で避難生活をしている方で、そこでの入浴が困難な方（全壊・大規模半壊・半壊のり災証明が出ている方）

### 【期間】

平成 28 年 10 月 31 日（月）まで

### 【入浴時間】

10:00～20:30

### 【必要なもの】

- 対象①の方…町発行の「被災者無料入浴カード」  
対象②の方…り災証明書 ※入浴が困難な旨の申告が必要です。

## 14 各証明書の交付手数料の免除

住民保険課 ☎ 096-286-3112

平成 28 年熊本地震で被災された方の経済的負担を軽減するため、次の場合、証明書の交付手数料を免除します。

### 【対象となる方】

平成 28 年熊本地震で被災された方

### 【免除できる場合】

- 地震により、公営住宅に入居する場合
- 地震により、国または地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
- 地震により、家屋などの滅失登記を行う場合
- 災害復旧のために保険金を請求する場合
- 災害復旧のために融資を受ける場合 など

### 【免除できる証明書の種類】

- 住民票など
- 印鑑証明
- 印鑑登録証の再交付
- 各種税証明書
- 固定資産関係証明書

### 【必要なもの】

- り災証明書 ※未交付の場合は、交付手数料免除申請書に被害状況についてご記入ください。

## 15 町税の納税猶予

税務課 ☎ 096-286-3116

平成 28 年熊本地震による被害の状況により、町税の納税を猶予（分割納付）できる場合があります。

### 【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方

平成 28 年熊本地震による被害の程度に応じて、個人町県民税の減免を受けることができます。

◆均等割（前年の所得が一定額以上のときの定額課税）の減免

【対象となる方】

すべての住民

【減免割合】

全額免除

【申請】

必要ありません。※減免後の税額にて納税通知書（税額決定通知書）を発送しています。

◆所得割（前年の所得に応じた課税）の減免

①地震による住家の被災

【対象および減免割合】

平成 28 年熊本地震により納税義務者または扶養親族が居住する住家が、「り災証明書」で半壊以上の判定を受けた場合で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の方

前年の合計所得金額	減免割合	
	半壊	大規模半壊、全壊
500 万円以下	1 / 2	全額免除
500 万円を超え 750 万円以下	1 / 4	1 / 2
750 万円を超え 1,000 万円以下	1 / 8	1 / 4

【申請】

- グランメッセ熊本で 6 月 5 日までにり災証明書の交付手続きをされた方は、減免後の税額にて納税通知書を発送していますので、減免申請の手続きは必要ありません。
- 6 月 6 日以降に、半壊以上の「居住する住家のり災証明書」の交付を受けた方は、減免申請書の提出が必要です。
- 二次調査の申請を行った方も、一次調査の判定結果で減免を行っておりますので、二次調査の判定で新たに半壊以上となった場合に減免申請書の提出が必要となります。

【申請の添付書類】

- り災証明書

②地震による納税義務者の失業（解雇、倒産など会社都合によるもの）

【対象および減免割合】

熊本地震により納税義務者が失業し、平成 28 年中の給与収入の見込額（収入には雇用保険の失業手当も含む）が、前年の給与収入の 5 / 10 以下に減少すると認められる場合で、前年の合計所得金額が 500 万円以下の方

前年の合計所得金額	給与収入の見込額が 3/10 を超え 5/10 以下のとき	給与収入の見込額が 3/10 以下のとき
200 万円以下	1 / 2	全額免除
200 万円を超え 300 万円以下	1 / 4	1 / 2
300 万円を超え 500 万円以下	1 / 8	1 / 4

**【申請】**

減免申請が必要です。

**【申請に必要な添付書類】**

- 被災証明書
- 収入金額が分かる書類
- 雇用保険受給資格者証（写し）

**③地震による納税義務者の減収****【対象および減免割合】**

熊本地震により納税義務者の平成 28 中の農業、営業、賃貸不動産の収入のうち、いずれかの収入金額の損失額（農作物共済金や損害保険金等によって補てんされる金額がある場合は損失額から差し引きます）が、前年中の当該収入と比較して 3 / 10 以上と見込まれる場合で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下、かつ減収となった収入以外の収入にかかる所得合計が 400 万円以下の方

※前年中における当該減収となった収入の所得金額とそれ以外の収入の所得金額であん分して得た額に対して減免されます。

前年の合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	全額免除
300 万円を超え 400 万円以下	8 / 10
400 万円を超え 550 万円以下	6 / 10
550 万円を超え 750 万円以下	4 / 10
750 万円を超え 1,000 万円以下	2 / 10

**【申請】**

減免申請が必要です。

**【申請に必要な添付書類】**

- 被災証明書
- 収入金額及び損失額が分かる書類

**④その他の減免****【対象および減免割合、申請に必要な添付書類】**

対 象	減免の割合	申請の添付書類
地震により納税義務者が死亡し、災害弔慰金の支給を受けた場合	全額免除	なし
地震により納税義務者が生活保護を受けることとなった場合	全額免除	町県民税減免申請書、被災証明書、生活保護決定通知書（写し）、認印（シャチハタ等インク浸透印は不可）
地震により納税義務者が障がい者となった場合	9 / 10	町県民税減免申請書、被災証明書、障がい者手帳など（写し）、認印（シャチハタ等インク浸透印は不可）

**◆減免申請手続き**

複数の減免事由に該当する場合であったとしても、重複しての適用はありません（減免額が最も大きいものだけが適用となります）のでご注意ください。

**【申請に必要なもの】**

- 平成 28 年度町県民税減免申請書（町ホームページからダウンロードできます）
- 該当する減免対象の「申請に必要な添付書類」
- 認印（シャチハタ等インク浸透印は不可）

**【提出期限】**

益城町税条例第 18 条の 2 の規定に基づき、申告、申請、納付の期限が延長されていますので、現時点では提出期限はありません。（決定次第、お知らせします。）

# 17 固定資産税の減免

税務課 ☎ 096-286-3377

平成 28 年熊本地震により、固定資産（土地・家屋・償却資産）に大きな被害を受けられた方は、平成 28 年度分の固定資産税の減免措置を受けることができます。なお、内容は土地、家屋、償却資産で異なります。減免措置を受けようとする場合には申請が必要です。

## ◆土地

### 【対象】

流出、水没、埋没、崩壊等により作付不能または使用不可となった土地

### 【減免割合】

損害程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の 8 / 10 以上のとき	全額免除
被害面積が当該土地の面積の 6 / 10 以上 8 / 10 未満のとき	8 / 10
被害面積が当該土地の面積の 4 / 10 以上 6 / 10 未満のとき	6 / 10
被害面積が当該土地の面積の 2 / 10 以上 4 / 10 未満のとき	4 / 10

※地表上で、全面的な地割れや各所に大きな陥没がみられる場合は、4 / 10 の減免割合を適用。

## ◆家屋

### 【対象】

熊本地震で損壊した家屋

### 【減免割合】

り災証明書における住家の損害程度	減免の割合
全 壊	全額免除
大規模半壊	6 / 10
半 壊	4 / 10

※納税通知書には、7月7日時点でのり災判定結果を反映させた減免後の税額を表示しています。その後、り災判定結果に変更があった場合は申請が必要です。

## ◆償却資産

### 【対象】

熊本地震で損害を受けた償却資産

### 【減免割合】

損害程度	減免の割合
価格の 10 / 10 の価値を減じたとき	全額免除
価格の 6 / 10 以上 10 / 10 未満の価値を減じたとき	8 / 10
価格の 4 / 10 以上 6 / 10 未満の価値を減じたとき	6 / 10
価格の 2 / 10 以上 4 / 10 未満の価値を減じたとき	4 / 10

※廃棄処分をした場合は、全額免除を適用します。

※修繕をした場合は、「修繕費 ÷ 評価額」の割合に応じて、4 / 10 から 8 / 10 までの減免割合を適用します。

◆申請について

【期限】

平成 28 年 10 月 30 日

【場所】

役場税務課 (益城町 (中央) 公民館内)

【提出書類】 (郵送も可)

- 土地 ● 減免申請書 ● 固定資産税納税通知書明細欄のコピー ● 自己評価を記した調査票
- 家屋 ● 減免申請書 ● 固定資産税納税通知書明細欄のコピー ● り災証明書のコピー
- 償却資産 ● 減免申請書 ● 固定資産税納税通知書明細欄のコピー
- 廃棄処分の場合は、その事実がわかるもの(ない場合は、翌年度の償却資産申告時に償却資産台帳の提出が必要) ● 修繕をした場合は、修繕費の領収書のコピー

## 18 住宅を取り壊した場合の住宅用地の固定資産税軽減制度

税務課 ☎ 096-286-3377

平成 28 年熊本地震により住宅を取り壊すことになった場合でも、住宅用地の固定資産税額が軽減される特例制度を受けることができます。

【対象となる方】

平成 28 年 1 月 1 日における土地所有者で、平成 28 年度に住宅用地の特例が適用されている方

※ 12 月末までに公費または自費 (先行) 解体の申請を行った場合は、特例申請の必要はありません。

【特例期間】

平成 29 年度、30 年度

【申請期限】

平成 29 年 1 月 31 日

【申請場所】

役場税務課 (益城町 (中央) 公民館内)

【提出書類】 (郵送も可)

- ・被災住宅用地の特例申請書 (住宅用地として使用できない事情を申告することが必要です)

## 19 国民健康保険税の減免

税務課 ☎ 096-286-3380

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

◆対象①…世帯主が居住する住家に損害を受けた方

国民健康保険税の納税義務者で、住家のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」もしくは「半壊」である方

【減免割合】

り災証明書における住家の損害程度	減免の割合
「全壊」	全額免除
「半壊」または「大規模半壊」	1 / 2

**【申請に必要なもの】**

- 国民健康保険税減免申請書
- 住家のり災証明書 ※コピー可
- 印鑑

※ただし、グランメッセ熊本で6月5日までにり災証明書の交付手続きをされた方は、減免後の税額にて納税通知書を発送しますので減免申請の手続きは必要ありません。グランメッセ熊本で手続きをされた方で、二次調査の申請を行った方も一次調査の判定結果で減免を行っていますので、二次調査の判定で新たに半壊以上となった場合は減免申請書の提出が必要となります。

**◆対象②…世帯主が死亡（災害弔慰金の支給を受けた場合）、または重篤な傷病を負われた方**

**【減免割合】**

全額免除

**【申請に必要なもの】**

- 死亡の場合 ● 国民健康保険税減免申請書 ● 印鑑  
 重篤な傷病の場合 ● 国民健康保険税減免申請書 ● 医師の診断書 ● 印鑑

**◆対象③…世帯主または世帯主以外の被保険者の行方が不明である方**

**【減免割合】**

対象区分	減免の割合
世帯主が行方不明の場合	全額免除
世帯主以外が行方不明の場合	行方が不明である方の分の税額を全額免除

**【申請に必要なもの】**

- 国民健康保険税減免申請書
- 警察などに行方不明者に係る届出をしていることがわかる書類
- 印鑑

**◆対象④…世帯主の収入減が見込まれる方**

世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金などによる補てん額を差し引いた額）が、前年の当該収入額の3割以上あり、かつ合計所得金額が1,000万円以下である方

※「前年の合計所得金額」から、「減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額」を差し引いて得た額が400万円を超える方を除きます。

**【減免割合】**

次の表に定める対象保険税額に各区分による減免割合を乗じて得た額を減免します。

対 象	減免の割合	対象保険税額の算定方法
300万円以下	全額免除	対象保険税額 = A × B ÷ C A：平成28年度の国民健康保険税額 B：減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2種類以上ある場合は、その合計額） C：世帯主および世帯主以外の被保険者につき算定した前年の合計所得金額
300万円を超え400万円以下	8 / 10	
400万円を超え550万円以下	6 / 10	
550万円を超え750万円以下	4 / 10	
750万円を超え1,000万円以下	2 / 10	

※事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額等にかかわらず対象保険税額の全額が免除されます。

【申請に必要なもの】

- 国民健康保険税減免申請書 ● 所得を明らかにする書類（確定申告書の控えなど）
- 保険金などを明らかにする書類 ● 失業の場合（離職票、雇用保険受給資格者証など）
- 事業休廃止の場合（公的機関へ提出した休廃止届出書の写しなど）

【申請期限】

益城町税条例第 18 条の 2 の規定に基づき、申告、申請、納付の期限が延長されていますので、現時点では期限はありません。決定次第、お知らせします。

【その他】

複数の減免事由に該当する場合であっても、重複しての適用はありません。減免額が最も大きいものだけの適用となります。

## 20 後期高齢者医療保険料の減免

住民保険課 ☎ 096-286-3113

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。保険料の減免対象者は、次の対象①～④のいずれかに該当する方です。

◆対象①…世帯主が居住する住宅に損害を受けた方

後期高齢者で、住家のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」もしくは「半壊」の方

【申請に必要なもの】

- 住家のり災証明書 ● 保険証 ● 印鑑

◆対象②…世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負われた方

【申請に必要なもの】

死亡の場合 ● 戸籍（または除籍）謄本 ● 保険証 ● 印鑑 ● 死亡証明書、死亡診断書 など  
 重篤な傷病の場合 ● 医師の診断書 ● 保険証 ● 印鑑 ● 入院証明書 ● 障害者手帳 など

◆対象③…世帯主または世帯主以外の後期高齢者の行方が不明である方

【申請に必要なもの】

- 保険証 ● 印鑑 ● 被災証明書など

◆対象④…世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金などによる補てん額を差し引いた額）が、前年の当該収入額の 3 割以上あり、かつ合計所得金額が 1,000 万円以下である方

※「前年の合計所得金額」から、「減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額」を差し引いて得た額が 400 万円を超える方を除きます。

【減免割合】

次の表に定める対象保険料額に各区分による減免割合を乗じて得た額を減免します。

前年の合計所得金額等	減免の割合	対象保険料額
300 万円以下	全額免除	対象保険料額 = A × B ÷ C
300 万円を超え 400 万円以下	8 / 10	A : 減免の対象となる後期高齢者の保険料額
400 万円を超え 550 万円以下	6 / 10	B : 減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2 種類以上ある場合は、その合計額）
550 万円を超え 750 万円以下	4 / 10	C : 減免の対象となる後期高齢者の属する世帯の世帯主およびすべての後期高齢者につき算定した前年の合計所得金額
750 万円を超え 1,000 万円以下	2 / 10	

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額等にかかわらず対象保険料額の全額が免除されます。

【申請に必要なもの】

- 所得を明らかにする書類（確定申告書の控えなど） ● 保険金などを明らかにする書類
- 保険証 ● 印鑑 ● 失業の場合（離職票、雇用保険受給資格者証など）
- 事業休廃止の場合（公的機関へ提出した休廃止届出書の写しなど）

◆申請について

【申請期限】

平成 29 年 4 月 13 日まで

※平成 29 年 3 月に熊本県後期高齢者医療被保険者の資格を取得される方については、納期限前 7 日までが申請期限となります。

【申請書提出方法】

申請書は、住民保険課保険年金係の窓口で提出できるほか、郵送での提出もできます。

提出先：〒 861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園 702

益城町役場 住民生活課 保険年金係 あて

## 21 国民年金保険料の免除

熊本東年金事務所 ☎ 096-367-8144、住民保険課 ☎ 096-286-3113

平成 28 年熊本地震で被災し、住家や家財などについて損害を受けられた方は、国民年金保険料の全額または一部の免除を受けられる場合があります。

【対象となる人】

住家や家財等の財産の被害金額が、元の価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合（保険などによる補てんがある場合は、その分が控除されます）

【免除の割合】

全額または一部免除 ※保険料が免除されると、将来受け取る年金の額が減少します。

【申請に必要なもの】

- 年金手帳（なくても可） ● 印鑑（認めで可） ● リ災証明書 ※コピー可

## 22 介護保険料の減免

いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

【対象となる方】

次の 1～3 をすべてを満たす方

1 次の各号のいずれかに該当すること

- ①第 1 号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、当該震災により住家、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ②第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した場合、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことによりその方の収入が著しく減少した場合
- ③第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合

2 熊本地震で被災され、受けた損害の程度がその住家、家財またはその他の財産の価格の 3 / 10 以上であること

3 世帯の前年中の合計所得が 1,000 万円以下であること

【申請期限】

平成 29 年 3 月 31 日

【必要書類】

1 次に掲げる事項を記載した申請書

- ①第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の氏名、住所および個人番号
- ②減免を受けようとする保険料の額および納期限、または年金給付から徴収される特別徴収保険料額
- ③減免を必要とする理由

2 減免を受けようとする理由を証明できる書類

【減免期間】

減免の事由が発生した月から 1 年以内の保険料

【減免割合】

損害の程度	前年中の合計所得金額	減免割合
5 / 10 以上	500 万円以下	全額免除
	500 万円を超え 750 万円以下	1 / 2
	750 万円を超え 1,000 万円以下	1 / 4
3 / 10 以上 5 / 10 未満	500 万円以下	1 / 2
	500 万円を超え 750 万円以下	1 / 4
	750 万円を超え 1,000 万円以下	1 / 8

※事務処理の都合で、減免決定後に年金から控除される場合がありますが、後日、控除された額のうち減免額分を還付しますのでご了承ください。

## 23 医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除

住民保険課 ☎ 096-286-3113、いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

平成 28 年熊本地震により被災され、下記の【免除要件】に該当する方が、医療機関を受診したり、介護保険サービスを利用する場合、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが免除されます。免除を受けるには、窓口等において保険証および国民健康保険、後期高齢者医療制度の「一部負担金免除証明書」、または介護保険の「利用料免除証明書」の提示が必要です。

【免除対象】

平成 29 年 2 月 28 日までの診療、介護サービスなど

【免除要件】

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※施設に入所されている方など、免除を受けられない場合があります。

【対象となる保険等】

- 国民健康保険 ● 後期高齢者医療制度 ● 介護保険 ほか

※ 「一部負担金免除証明書」、 「利用料免除証明書」の発行申請方法など詳しいことについては、担当課にお問い合わせください。

## 24 国民健康保険・後期高齢者医療制度の一部負担金の還付

住民保険課 ☎ 096-286-3113

平成 28 年熊本地震により被災された益城町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者の医療機関窓口での一部負担金の猶予・免除について、「免除の要件に当てはまる方がすでに医療費を支払っている場合」は、申請により還付します。

【対象となる方】

益城町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者のうち、後記「手順①の要件」に該当する方

【受付場所】

役場住民保険課保険年金係（益城町(中央)公民館内）

【申請方法・手順】 <当面の還付申請手順>

◆手順①…それぞれの要件に応じた確認書類を用意してください。

要件	左欄の要件を確認するために必要な書類
住家が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした場合	り災証明書（写しでも可） ⇒住家の被災状況（半壊以上）を確認します。
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、警察の発行する死体検案書
主たる生計維持者が「重篤な傷病」を負った場合 ※重篤な傷病…1か月以上の治療を有すると認められるもの	医師の診断書
主たる生計維持者の行方が不明である場合	警察に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止・休止した場合	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	雇用保険受給資格者証、事業主等による証明

◆手順②…上記のほか、次の関係書類等も確認させていただきます。

※手順①を含め、手続きの際に関係書類が不足する場合は還付申請をお受けすることはできません。

区分	関係書類として必要な物	確認事項等
共通	医療費の領収証	医療機関において支払った一部負担金の額を確認するため ※領収証を紛失している場合は、可能な限り医療機関へ再発行を求めてください。支払証明書でも対応できます。
	保険証	加入状況、資格状況を確認するため
国民健康保険	世帯主名義の通帳等	医療費の還付金は世帯主名義の金融機関口座へ振り込みます。
	印鑑（スタンプ式不可）	申請書に押印していただくため

区分	関係書類として必要な物	確認事項等
後期高齢者医療制度	被保険者本人名義の通帳等	医療費の還付金は本人名義の金融機関口座へ振り込みます。ただし、配偶者やご家族名義の口座等への振込をご希望の場合は、それらの振込先口座情報を確認するための通帳等をお持ちください。
	印鑑（スタンプ式不可）	申請書に押印していただくために必要です。被保険者本人の認印⇒必ず必要です。 ※配偶者やご家族名義の口座へ振込を希望する場合は、振込先口座名義人の認印も必要となります。

※領収証は、申請前の整理にご協力をお願いします。

**【今回の医療費還付の対象とならないもの】**

- 平成 28 年 4 月 13 日以前受診分の全ての医療費
- 平成 28 年 4 月 14 日の地震発生時刻前受診分の医療費
- 入院時の食事代（標準負担額） ●入院時の部屋代（差額ベッド代）
- その他、保険診療外の費用 ●はりきゅう、あんま・マッサージ、整骨院等の受診費用

**【当面、還付の対応ができない医療費】**

平成 28 年 4 月受診分の国民健康保険医療費の領収証のうち、「4 月 13 日以前から入院し、4 月 14 日以降も継続して入院していた場合」の医療費

※この場合、震災前と震災後の医療費の切り分けができないため、当面は還付額の算定ができません。

◆手順③…手順①と②の書類を住民保険課窓口へ持参し、「国民健康保険一部負担金還付申請書（窓口備付）」を記入、押印する。

**◆還付までの流れ**

一部負担金の還付金については、申請後 2～3 週間程度を目安に国保世帯主名義の金融機関口座へ振り込みます。

なお、振り込みの際は、還付金決定通知を送付することとしています。

※後期高齢者医療の医療費還付については、後期高齢者医療広域連合から連絡があり次第、受け付けを開始しますので、今しばらくお待ちください。

## 25 自立支援医療（更生・育成・精神通院）の所得区分の変更

福祉課 ☎ 096-286-3115

平成 28 年熊本地震により、平成 28 年度の個人町民税が減免されることに伴い、自立支援医療費の所得区分が変更される場合があります。所得区分は、減免後の個人町民税の額で決定されます。所得区分を変更するには申請が必要です。

**【自立支援医療費の自己負担上限額（月額）】**

個人町民税の額	所得区分	更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続に該当する場合*
235,000 円以上	一定所得以上	対象外	対象外	20,000 円

個人町民税の額	所得区分	更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続に 該当する場合*
33,000 円以上 235,000 円未満	中間所得 2	医療保険の 自己負担限度額	10,000 円	10,000 円
課税以上 33,000 円未満	中間所得 1	医療保険の 自己負担限度額	5,000 円	5,000 円
非課税 (本人収入 800,001 円以上)	低所得 2	5,000 円	5,000 円	5,000 円
非課税 (本人収入 800,000 円以下)	低所得 1	2,500 円	2,500 円	2,500 円

\*腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、精神疾患、医療保険の多数該当の方

※申請後の所得区分は、申請決定の翌月からの適用となります。

## 26 保育料の減免

こども未来課 ☎ 096-286-3117

平成 28 年熊本地震により被災された方は、被災状況に応じて保育料の減免を受けることができます。

### 【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により住家に被害を受けた方

### 【減免割合および期間】

住家の被害程度	減免対象期間	減免割合
全壊・大規模半壊	平成 28 年 4 月分～平成 29 年 3 月分	全額免除
半壊	平成 28 年 4 月分～平成 29 年 3 月分	1 / 2

### 【必要なもの】

- 減免申請書
- 被災証明書 ※コピー可

## 27 公金(税、使用料など)の納付

会計課 ☎ 096-286-3201

当面、会計課（益城町(中央)公民館南側仮設プレハブ内）では、町の公金（税金や使用料など）の納付はできません。各金融機関またはコンビニエンスストアでの納付をお願いします。取り扱い金融機関、コンビニエンスストアについては、納付書に記載してある納付場所をご確認ください。

※納付期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納付できません。金融機関をご利用ください。

※水道料金につきましては、町水道センターまたは取り扱い金融機関、コンビニエンスストアでのお支払いをお願いします。

## 28 災害ボランティアの派遣

益城町災害ボランティアセンター ☎ 090-8348-2644、090-8348-2559  
FAX096-289-6091

今回の地震により被害を受けた家の中の片付けなど、お手伝いをします。

### 【依頼方法】

電話かファックスで益城町災害ボランティアセンターへお申し込みください。

※ボランティアの派遣調整に、少しお時間をいただきますので、よろしくお願いします。

※危険を伴う作業など、対応できない内容もあります。

## 29 情報の発信

復興課 ☎ 096-286-3210

### ◆益城災害FMラジオ(周波数 89.0 MHz)

町のお知らせや生活情報などを放送しています。

#### 【放送時間】

- 生放送 ① 9:00 ② 13:00 ③ 18:00
- 再放送 生放送時間を除く毎時 00 分

#### ■スマホでも聞けます

「災害FM of using FM++」アプリを右下のQRコードを利用してダウンロードしてください。

### ◆益城町ホームページ

随時更新しています。

### ◆広報ましき

毎月1日発行。全家庭に配布しています。

### ◆益城町防災行政無線

緊急を要する情報を一斉放送します。

iPhone/iPad



Android

